北海道大野農業高等学校敷地内除排雪業務処理要領

この要領は、委託契約書第１条に規定する敷地内除排雪委託業務の処理要領（以下「要領」という。）であり、受託者は、本委託業務について誠実かつ適切にこれを行わなければならない。

（総則）
第１　受託者は、委託業務の処理をするときは委託契約書によるほか、この要領に定めるところによる。
（業務の目的）
第２　敷地内における災害時等の緊急避難路、管理運営通路、駐車場の確保及び施設保全のため。
（委託業務の場所）
第３　委託業務を実施する場所は次のとおりとする。
１　所在地　北斗市向野２丁目 26 番１号
２　名　称　北海道大野農業高等学校校舎敷地
（除雪範囲）
第４　除雪業務を実施する範囲は別紙図面のとおりとする。
（除雪の実施方法）
第５　除雪業務の実施方法は次のとおりとする。
１　除雪業務
（１）除雪は指示のある場合のほか、午前 4 時の時点で 15cm 以上の積雪がある場合、若しくは降雪が続き午前 9 時までに 15cm 以上の積雪が見込まれる場合に実施すること。なお、堆雪場所は、業務担当員が指示する場所とする。
（２）早朝作業に係る範囲は概ね午前 5 時 00 分まで、職員の出勤及び生徒の登校に係る範囲は概ね午前 7 時 30 分まで、その他の範囲は午前９時までに終了すること。なお、大雪等やむを得ない事情により上記時間までに作業を完了することが困難な場合は、業務担当員に連絡し、その指示に従うこと。
２　排雪業務
（１）排雪作業の時期については、業務担当員の指示を受けた場合に実施すること。
（２）北斗市指定の雪捨場へ運搬し適正に処理すること。
（使用機械）
第６　委託業務を処理するための必要な機械及び消耗品等は、一切受託者の負担とする。業務に使用する機械については、第８において提出した「使用機械一覧表」に記載のある機械以外の使用を認めないものとする。また、使用するすべての機械について、次の保険金額以上の任意自動車損害賠償保険契約を締結していること。
１　対人賠償　無制限
２　対物賠償　500 万円
（運転者）
第７　除雪機械の運転をする者に必要な免許及び資格は次の表のとおりとする。
なお、使用する除雪機械の構造・形状及び機能等を熟知している者を従事させること。

機械名	所有すべき免許及び資格	
除雪ﾄﾞｰｻﾞ（ホイール型、8t 級以上、マルチプラウ付き）	大型特殊免許	車両系建設機械運転技能講習修了又は同等以上の資格
除雪ﾄﾞｰｻﾞ（ホイール型、スノーバケット容量 1.2 ㎥以上）	大型特殊免許	車両系建設機械運転技能講習修了又は同等以上の資格
ダンプトラック（積載量 8t 以上）	大型免許	

（資格確認）
第８　受託者は、契約締結後速やかに「使用機械一覧表」とともに「任意自動車損害賠償保険契約書」「自動車検査証」、「自動車損害賠償保険証明書」の写しを提出すること。また、業務処理責任者の届出に併せて、「作業員名簿」、「運転免許証」及び「車両系建設機械運転技能講習修了証」等の写しを提出すること。
（実績報告書の提出）
第９　受託者は、除雪等業務完了後速やかに「除雪等業務実績報告書」を委託者に提出すること。なお、作業時間の確認のため、タコグラフチャートを実績報告書に添付すること。ただし、タコグラフチャートをつけた車両を保有していない又は使用できない場合は、本校所有の巡回時計を使用して作業開始時間と作業終了時間を打刻する等、業務担当員の指示する方法で確認を受けること。
（業務処理における安全確保等）
第 10　受託者は、除雪業務を実施するにあたって次のことに留意すること。
１　業務処理中は安全の確保に細心の注意を払うこと。万一事故が発生した場合には直ちに委託者に報告すること。
２　学校施設及び工作物に損傷を与えないように細心の注意を払うこと。また、損傷させた場合は、速やかに委託者に報告するとともに、受託者の責任において原状回復すること。
３　早朝における除雪作業は、騒音により近隣住民の生活に影響がないよう十分に配慮すること。
（その他）
第 11　この要領に定めのない事項については、必要に応じ委託者・受託者協議の上実施すること。